

令達した訓令一覧

令和 7 年

令達 番号	訓令名
1	組織機構改正により所属課の名称が変更となる職員に対する勤務命令に関する規程
2	杉並区福祉事務所処務規程の一部改正
3	杉並区保健所処務規程の一部改正
4	杉並区特定個人情報取扱規程の一部改正
5	杉並区立障害者福祉会館処務規程の一部改正
6	杉並区立身体障害者通所施設処務規程の一部改正
7	杉並区立すぎのき生活園処務規程の一部改正
8	杉並区立視覚障害者会館処務規程の一部改正
9	杉並区安全衛生委員会設置規程の一部改正
10	杉並区職員身元保証規程の廃止
11	杉並区職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部改正
12	杉並区立学校の校長等についての区長の補助職員への任命に関する規程

杉並区訓令第 1 号

庁 中 一 般
障 害 者 福 祉 会 館
視 覚 障 害 者 会 館
す ぎ の き 生 活 園
身体障害者通所施設

組織機構改正により所属課の名称が変更となる職員に対する勤務命令に関する規程を次のように定める。

令和 7 年 3 月 1 2 日

杉並区長 岸 本 聡 子

組織機構改正により所属課の名称が変更となる職員に対する勤務命令に関する規程

令和 7 年 3 月 3 1 日において、保健福祉部障害者生活支援課に所属していた職員は、別に辞令を発せられない限り、保健福祉部障害者施設支援課に勤務を命ぜられたものとする。この場合において、保健福祉部障害者生活支援課の主任を命ぜられていた職員は、保健福祉部障害者施設支援課の主任を命ぜられたものとする。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

杉並区訓令第2号

序中一般

福祉事務所

杉並区福祉事務所処務規程（昭和４０年杉並区訓令甲第８号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月12日

杉並区長 岸 本 聡 子

第2条中「計画調整担当係長」を「経理調整担当係長」に、「高円寺事務所相談徴収調整担当係長」を「計画調整担当係長」に、「高円寺事務所相談係」を「高円寺事務所相談係女性相談調整担当係長」に改める。

第3条管理係の項第2号を削り、同項中第3号を第2号とし、第4号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同項の次に次のように加える。

経理調整担当係長

- (1) 扶助費、措置費等の経理に関すること。
- (2) 生活保護費弁償金等の徴収に係る計画調整に関すること。
- (3) 母子及び父子福祉資金、女性福祉資金及び応急小口資金に関すること
(他の係に属するものを除く。)
- (4) 生活保護費等に係る国及び東京都の支出金の交付申請及び精算に関すること。

第3条徴収調整担当係長の項を削り、同条生活自立支援担当係長の項に次の1号を加える。

- (2) ひきこもり支援推進事業に関すること。

第3条中「(6) その他所の事務に関すること。」を

- 「(6) 被保護者健康管理
- (7) 医療扶助の適正化
- (8) 保健センターとの
- (9) その他所の事務に

支援事業に関すること（高井戸事務所管理係に限る。）。

「（６）健康相

に関すること（高井戸事務所管理係に限る。）。

に、（７）行旅病

連絡調整等に関すること（高井戸事務所管理係に限る。）。

（８）児童福

関すること。

」

談及び保健指導並びに保健センターとの連絡調整等に関すること。

人及び行旅死亡人に関すること（荻窪事務所相談係に限る。）。

祉法（昭和２２年法律第１６４号）に基づく母子生活支援施設への入所に関するこ

「（６）行旅病人及び行旅死亡人に関す
を

（７）児童福祉法（昭和２２年法律第
と（高円寺事務所相談係に限る。）。」

ること。

１６４号）に基づく母子生活支援施設への入所に関すること（高円寺事務所相談係

「女性相談調整担当係長

に、「荻窪事務所保護第一係」を（１）困難な問題を抱える女
に限る。）。」

荻窪事務所保護第一係

性への支援に関する法律（令和４年法律第５２号）に規定する困難な問題を抱える

女性への支援に係る調整に関すること。に改める。

」

第５条第２項第１号中「高円寺事務所相談係」の次に「、女性相談調整担当係
長」を加える。

附 則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

杉並区訓令第 3 号

庁中一般

保 健 所

杉並区保健所処務規程（昭和 5 0 年杉並区訓令甲第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 1 2 日

杉並区長 岸 本 聡 子

第 2 条保健予防課の部新型コロナウイルス予防接種担当係長（2）の項を削り、同条保健サービス課の部荻窪保健指導担当係長（2）の項の次に次の 1 項を加える。

荻窪虐待予防調整担当係長

第 2 条保健サービス課の部高井戸保健指導担当係長（2）の項の次に次の 1 項を加える。

高井戸虐待予防調整担当係長

第 2 条保健サービス課の部高円寺保健指導担当係長（2）の項の次に次の 1 項を加える。

高円寺虐待予防調整担当係長

第 2 条保健サービス課の部上井草保健指導担当係長の項の次に次の 1 項を加える。

上井草虐待予防調整担当係長

第 2 条保健サービス課の部に次の 1 項を加える。

和泉虐待予防調整担当係長

第 3 条保健予防課の部保健予防係の項第 1 号中「（他の係に属するものを除く。）」を削り、同部新型コロナウイルス予防接種担当係長の項を削り、同条保健サービス課の部管理係の項中第 1 3 号を第 1 4 号とし、第 1 2 号を第 1 3 号とし、第 1 1 号を第 1 2 号とし、第 1 0 号の次に次の 1 号を加える。

（1 1） 小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務に係る調整に関するこ
と。

第 3 条保健サービス課の部に次のように加える。

荻窪虐待予防調整担当係長

高井戸虐待予防調整担当係長

高円寺虐待予防調整担当係長

上井草虐待予防調整担当係長

和泉虐待予防調整担当係長

- (1) 特定妊婦、就学前の要支援児童等に対する虐待予防のための支援に係る調整に関すること。

第5条第3項第4号中「高井戸保健指導担当係長」の次に「、高井戸虐待予防調整担当係長」を加え、「及び和泉保健指導担当係長」を「、和泉保健指導担当係長及び和泉虐待予防調整担当係長」に改め、同項第5号中「高円寺保健指導担当係長」の次に「、高円寺虐待予防調整担当係長」を加え、「及び上井草保健指導担当係長」を「、上井草保健指導担当係長及び上井草虐待予防調整担当係長」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

杉並区訓令第4号

庁 中 一 般
福 祉 事 務 所
保 健 所
事 業 所

杉並区特定個人情報取扱規程（平成27年杉並区訓令第22号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月21日

杉並区長 岸 本 聡 子

第1条中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

杉並区訓令第 5 号

庁 中 一 般

障害者福祉会館

杉並区立障害者福祉会館処務規程（昭和 5 7 年杉並区訓令甲第 4 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 2 1 日

杉並区長 岸 本 聡 子

第 3 条第 1 項中「保健福祉部障害者生活支援課長（以下「障害者生活支援課長」を「保健福祉部障害者施設支援課長（以下「障害者施設支援課長」に改める。

第 6 条中「障害者生活支援課長」を「障害者施設支援課長」に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

杉並区訓令第 6 号

庁 中 一 般

身体障害者通所施設

杉並区立身体障害者通所施設処務規程（平成 5 年杉並区訓令甲第 2 8 号）の一部
を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 2 1 日

杉並区長 岸 本 聡 子

第 2 条第 5 項中「保健福祉部障害者生活支援課の」を「保健福祉部障害者施設支援課の」に、「保健福祉部障害者生活支援課長（以下「障害者生活支援課長」を「保健福祉部障害者施設支援課長（以下「障害者施設支援課長」に改める。

第 3 条第 1 項から第 3 項まで、第 4 条第 2 項及び第 6 条第 1 項中「障害者生活支援課長」を「障害者施設支援課長」に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

杉並区訓令第 7 号

庁 中 一 般

すぎのき生活園

杉並区立すぎのき生活園処務規程（平成 1 0 年杉並区訓令甲第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 2 1 日

杉並区長 岸 本 聡 子

第 2 条第 5 項中「保健福祉部障害者生活支援課の」を「保健福祉部障害者施設支援課の」に、「保健福祉部障害者生活支援課長（以下「障害者生活支援課長」を「保健福祉部障害者施設支援課長（以下「障害者施設支援課長」に改める。

第 3 条第 1 項から第 3 項まで、第 4 条第 2 項及び第 6 条第 1 項中「障害者生活支援課長」を「障害者施設支援課長」に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

杉並区訓令第 8 号

庁 中 一 般

視覚障害者会館

杉並区立視覚障害者会館処務規程（平成 2 7 年杉並区訓令第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 2 1 日

杉並区長 岸 本 聡 子

第 3 条第 1 項中「保健福祉部障害者生活支援課長（以下「障害者生活支援課長」を「保健福祉部障害者施設支援課長（以下「障害者施設支援課長」に改める。

第 6 条第 1 項中「障害者生活支援課長」を「障害者施設支援課長」に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

杉並区訓令第 9 号

庁中一般 福祉事務所 保健所
事業所 教育委員会事務局 教
育機関（学校を除く。） 選挙
管理委員会事務局 監査委員事
務局 農業委員会事務局 議会
事務局

杉並区安全衛生委員会設置規程（昭和 4 9 年杉並区訓令甲第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 2 7 日

杉並区長 岸 本 聡 子

第 2 条第 1 項第 2 号中「7 人」を「8 人」に改め、同項第 4 号中「8 人」を「9 人」に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

杉並区訓令第 10 号

庁中一般 福祉事務所 保健所
事業所 教育委員会事務局 教
育機関 選挙管理委員会事務局
監査委員事務局 農業委員会事
務局 議会事務局

杉並区職員身元保証規程（昭和 50 年杉並区訓令甲第 4 号）は、廃止する。

令和 7 年 3 月 27 日

杉並区長 岸 本 聡 子

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

杉並区訓令第 1 1 号

庁中一般 福祉事務所 保健所
事業所 教育委員会事務局 教
育機関 選挙管理委員会事務局
監査委員事務局 農業委員会事
務局 議会事務局

杉並区職員出勤記録及び出勤簿整理規程（昭和 5 0 年杉並区訓令甲第 1 0 号）の
一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 2 7 日

杉並区長 岸 本 聡 子

別表第 1 の 2 9 の項及び 3 0 の項中「子の看護のための休暇」を「子の看護等の
ための休暇」に改め、同表の 3 1 の 2 の項の次に次のように加える。

3 1 の 2 の 2 子育て部分休暇	子育
---------------------	----

別表第 3 中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に、

「

1 8 の 2 介護時間

介 時
時 間 数 を 記入する。

を

」

「

1 8 の 2 介護時間

介 時
時 間 数 を 記入する。

に

1 8 の 2 の 2 子育て部分休暇

子 育
時 間 数 を 記入する。

」

改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

杉並区訓令第 1 2 号

庁 中 一 般
教育委員会事務局
学 校

杉並区立学校の校長等についての区長の補助職員への任命に関する規程を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 7 日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区立学校の校長等についての区長の補助職員への任命に関する規程

杉並区立学校の校長等の併任に関する規程（令和 7 年杉並区教育委員会訓令第 6 号）第 1 条の規定により区長の事務部局の事務に兼ねて従事することとされた区立学校の校長を総務部参事に、同規程第 2 条の規定により区長の事務部局の事務に兼ねて従事することとされた区立学校の副校長を総務部副参事に、それぞれ任命する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。